

# 政策分析シート

<b>政策名</b>	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり	<b>政策No</b>	10	<b>部名</b>	福祉部		
<b>関連部名</b>							
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	健康・福祉・子育て					
<b>目的</b>	障害者がその能力や適正を十分に発揮し、安心して暮らせる地域社会をつくっていくため、障害者の自立した生活や社会参加を支えるシステムを整備する。						
<b>指 標</b>	<b>政策の成果とする指標名</b>	<b>指標の推移</b>				<b>指標に関する説明</b>	
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (28年度)		
	①	障害者就職者数	35	33	37	112	じよぶあらかわ一般就労者数 平成18年度は見込み数
	②	知的障害者・精神障害者 作業所定数(区立・民間)	238	238	246	-	18年度は第5あさがお作業所 を含む
	③	身体障害者手帳所持者数	6,035	6,197	6,288	-	各年度末所持者数 18年度は6月末現在
	④	愛の手帳所持者数	788	817	827	-	各年度末所持者数 18年度は6月末現在
⑤	精神保健福祉手帳所持者 数	631	658	674	-	各年度末所持者数 18年度は6月末現在	
<b>現状と課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今年度策定する障害福祉計画を包含する荒川区障害者プランにおいて介護サービス等の障害者施策全体の見込みや目標を定めていく。</li> <li>○平成18年4月1日施行の障害者自立支援法の考え方や事業体系を基本とし、日常生活や訓練の場の整備、就労や社会参加の機会の確保等を推進していく必要がある。特に就労支援は国制度としても重要課題とされている。</li> <li>○障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神障害の3障害の福祉サービスの統一化が図られているが、精神障害者の福祉サービスについては全体的に遅れている。</li> <li>○施設において、障害者自立支援法の施行により施設運営体系の見直しが必要であり、更生施設は訓練事業者、授産施設及び民間作業所は就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者への移行が必要であるが、民間作業所においては現時点で経営計画を検討中である。</li> </ul>						
<b>今後の方向性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者施策全般については、今年度策定する障害福祉計画を包含する荒川区障害者プランで検討をすすめていく。</li> <li>○障害者の就労支援は、荒川区としても重要な施策として位置付けているため、障害者・雇用主両面からの障害者就労支援を促進していく。また、一般就労へのステップアップとしての民間施設を整備・支援し、障害者の社会参加を促進する施策として検討を要する。</li> <li>○居宅サービス等については、障害者自立支援法の動向を随時確認しつつ、現行事業においても対象者の見直しを含め、検討していく。また、障害者自立支援法の施行による利用者負担の発生について、基礎的自治体である区としての地域特性等を活かした取り組みを実施する。</li> <li>○精神障害者の福祉サービスの充実を図る。</li> </ul>						

政策を構成する施策の優先度		
施策名	政策推進のための優先度	優先度についての説明・意見等
障害者居宅サービスの支援	C	障害者自立支援法の動向を見据えながら、地域特性等を生かした対応が必要である。
障害者施設の整備・支援	B	生活の拠点となるグループホームや日中の活動場所となる通所施設の整備を図る必要がある。
障害者の地域社会での自立支援	A	障害者の就労支援や社会参加を促進する取り組みの必要性は高い。